

〔平成26年11月19日(水)15:00 経営会議〕

平成26年第4回市議会定例会に付議する案件

承認案件	1件
条例制定案件	3件
条例改正案件	5件
単行案件	1件
補正予算案件	1件
人事案件	1件
計	12件

《承認案件・条例制定案件・条例改正案件・単行案件》

(総務部)

〈承認案件〉

◆専決処分の承認を求める件(平成26年度美唄市一般会計補正予算(第7号))

専決第3号 平成26年11月25日専決 経営会議資料

(市民部)

〈条例改正案件〉

◆美唄市国民健康保険条例の一部改正の件

健康保険法施行令(大正15年勅令243号)等の一部改正に伴い、国民健康保険条例の一部改正について、所要の改正を行うもの。

〈改正内容〉

- ・出産育児一時金の支給額の改定。(第5条関係)

「39万円」→「40.4万円」

●施行期日 平成27年1月1日

◆美唄市一般廃棄物処理施設条例の一部改正の件

ごみの減量化と再資源化を推進し、地域社会全体で資源を循環させる循環型社会づくりを推進するため、平成27年4月より生ごみを分別収集して堆肥化することに伴い、施設の名称に「美唄市一般廃棄物ストックヤード」及び「美唄市生ごみ堆肥化施設」を定めることについて、必要な改正を行うもの。

〈改正内容〉

第1条 美唄市一般廃棄物ストックヤード

- ・「美唄市一般廃棄物ストックヤード」を追加する。(第2条関係)
- ・「美唄市一般廃棄物ストックヤードの維持及び管理に関する業務」を追加する。(第4条関係)

第2条 美唄市生ごみ堆肥化施設

- ・「美唄市生ごみ堆肥化施設」を追加する。(第2条関係)
- ・「美唄市生ごみ堆肥化施設の維持及び管理に関する業務」を追加する。(第4条関係)

●施行期日 第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は平成27年7月1日から施行する。

◆美唄市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正の件

ごみの減量化と再資源化を推進し、地域社会全体で資源を循環させる循環型社会づくりを推進するため、平成27年4月より一般廃棄物の搬入を開始する「美唄市一般廃棄物ストックヤード」及び「美唄市生ごみ堆肥化施設」における処理手数料を美唄市一般廃棄物最終処分場と同じく10キログラム当たり51円(10キログラムに満たない端数はこれを10キログラムとする。)と定めることについて、必要な改正を行うもの。

<改正内容>

第1条 美唄市一般廃棄物ストックヤード

- ・「美唄市一般廃棄物最終処分場(以下「処分場」という。)」の次に「及び美唄市一般廃棄物ストックヤード(以下「ストックヤード」という。)」を追加する。(第10条関係)
- ・「処分場」の次に「及びストックヤード」を追加する。(第14条関係)

第2条 美唄市生ごみ堆肥化施設

- ・「美唄市一般廃棄物最終処分場(以下「処分場」という。)」の次に「、美唄市生ごみ堆肥化施設(以下「堆肥化施設」という。)」を追加する。(第10条関係)
- ・「処分場」の次に「、堆肥化施設」を追加する。(第14条関係)

●施行期日 第1条の規定は平成27年4月1日から、第2条の規定は平成27年7月1日から施行する。

<単行案件>

◆美唄市の一般廃棄物処理事務委託の件

平成27年4月より、美唄市が収集した一般廃棄物のうち、燃やせるごみ及び可燃性粗大ごみについて、岩見沢市の処理施設にて焼却処理を行うにあたり、地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定により、新たに規約を定

め当該事務を岩見沢市に委託するもの。

〈規約の構成〉

- 第1条 趣旨
- 第2条 委託事務の範囲
- 第3条 管理及び執行の方法
- 第4条 権利の帰属等
- 第5条 経費の負担

- 第6条 予算への計上
- 第7条 決算に係る措置
- 第8条 連絡調整
- 第9条 条例等の新設改廃に係る措置
- 第10条 協議

●施行期日 平成27年4月1日

(保健福祉部)

〈条例制定案件〉

◆美唄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

平成27年4月を実施予定としている「子ども・子育て支援新制度」の導入に向け国の基準に基づき、家庭的保育事業等(家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)の基準については、市が認可することとなるため、認可基準である設備及び運営の基準について、条例を制定するもの。

〈条例の構成〉

- 第1章 総則
 - 第1条 趣旨
 - 第2条 定義
 - 第3条 最低基準の目的
 - 第4条 最低基準の向上
 - 第5条 最低基準と家庭的保育事業者等
 - 第6条 家庭的保育事業者等の一般原則
 - 第7条 保育所等との連携
 - 第8条 家庭的保育事業等と非常災害
 - 第9条 家庭的保育事業等の職員の一般的要件
 - 第10条 家庭的保育事業等の職員の知識及び技能の向上等
 - 第11条 他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準
 - 第12条 利用乳幼児を平等に取り扱う原則
 - 第13条 虐待等の禁止
 - 第14条 懲戒に係る権限の濫用禁止
 - 第15条 衛生管理等
 - 第16条 食事
 - 第17条 食事の提供の特例
 - 第18条 利用乳幼児及び職員の健康診断
 - 第19条 家庭的保育事業所等内部の規定
 - 第20条 家庭的保育事業所等に備える帳簿
 - 第21条 秘密保持等
 - 第22条 苦情への対応
- 第2章 家庭的保育事業
 - 第23条 設備の基準
 - 第24条 職員
 - 第25条 保育時間
 - 第26条 保育の内容
 - 第27条 保護者との連絡
- 第3章 小規模保育事業

- 第1節 通則
 - 第28条 小規模保育事業の区分
- 第2節 小規模保育事業A型
 - 第29条 設備の基準
 - 第30条 職員
 - 第31条 準用
- 第3節 小規模保育事業B型
 - 第32条 職員
 - 第33条 準用
- 第4節 小規模保育事業C型
 - 第34条 設備の基準
 - 第35条 職員
 - 第36条 利用定員
 - 第37条 準用
- 第4章 居宅訪問型保育事業
 - 第38条 居宅訪問型保育事業
 - 第39条 設備及び備品
 - 第40条 職員
 - 第41条 居宅訪問型保育連携施設
 - 第42条 準用
- 第5章 事業所内保育事業
 - 第43条 利用定員の設定
 - 第44条 設備の基準
 - 第45条 職員
 - 第46条 連携施設に関する特例
 - 第47条 準用
 - 第48条 職員
 - 第49条 準用
- 第6章 雑則
 - 第50条 委任

- 施行期日 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。（経過措置あり）

◆美唄市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例制定の件

平成27年4月を実施予定としている「子ども・子育て支援新制度」の導入に向け国の基準に基づき、教育・保育施設及び特定地域型保育事業者の良質かつ適切な事業内容及び運営を確保するための基準について、条例を制定するもの。

＜条例の構成＞

第1章 総則

第1条 趣旨

第2条 定義

第3条 一般原則

第2章 特定教育・保育施設の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第4条 利用定員

第2節 運営に関する基準

第5条 内容及び手続の説明及び同意

第6条 利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等

第7条 あっせん、調整及び要請に対する協力

第8条 受給資格等の確認

第9条 支給認定の申請に係る援助

第10条 心身の状況等の把握

第11条 小学校等との連携

第12条 教育・保育の提供の記録

第13条 利用者負担額等の受領

第14条 施設型給付費等の額に係る通知等

第15条 特定教育・保育の取扱方針

第16条 特定教育・保育に関する評価等

第17条 相談及び援助

第18条 緊急時等の対応

第19条 支給認定保護者に関する市町村への通知

第20条 運営規程

第21条 勤務体制の確保等

第22条 定員の遵守

第23条 掲示

第24条 支給認定子どもを平等に取り扱う原則

第25条 虐待等の禁止

第26条 懲戒に係る権限の濫用禁止

第27条 秘密保持等

第28条 情報の提供等

第29条 利用供与等の禁止

第30条 苦情解決

第31条 地域との連携等

第32条 事故発生の防止及び発生時の対応

第33条 会計の区分

第34条 記録の整備

第3節 特例施設型給付費に関する基準

第35条 特別利用保育の基準

第36条 特別利用教育の基準

第3章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準

第37条 利用定員

第2節 運営に関する基準

第38条 内容及び手続の説明及び同意

第39条 正当な理由のない提供拒否の禁止等

第40条 あっせん、調整及び要請に対する協力

第41条 心身の状況等の把握

第42条 特定教育・保育施設等との連携

第43条 利用者負担額等の受領

第44条 特定地域型保育の取扱方針

第45条 特定地域型保育に関する評価等

第46条 運営規程

第47条 勤務体制の確保等

第48条 定員の遵守

第49条 記録の整備

第50条 準用

第3節 特定地域型保育給付費に関する基準

第51条 特別利用地域型保育の基準

第52条 特定利用地域型保育の基準

第4章 雑則

第53条 委任

- 施行期日 子ども・子育て支援法の施行の日から施行する。（特例及び経過措置あり）

〈条例改正案件〉

◆美唄市保育所条例及び美唄市認定こども園条例の一部改正の件

子ども・子育て支援法施行規則(平成26年内閣府令第44号)が公布され、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由が制定されたことに伴い、必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

第1条 美唄市保育所条例(昭和45年条例第24号)の一部改正

「以下「法」という。」を削り、必要な条文の整理を行った。

(第1条関係)

昼間以外の就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学・職業訓練、育児休業取得時の継続利用、虐待又はDVのおそれがあることを保育の必要性の認定基準として定めるため、従前の基準を改めるもの。(第4条関係)

第2条 美唄市認定子ども園条例(平成24年条例第27号)の一部改正

昼間以外の就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居の親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学・職業訓練、育児休業取得時の継続利用、虐待又はDVのおそれがあることを保育の必要性の認定基準として定めるため、従前の長時間保育の実施基準を改めるもの。

(第4条関係)

●施行期日 子ども・子育て支援法の施行の日

(教育委員会)

〈条例制定案件〉

◆美唄市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例制定の件

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の制定により児童福祉法(昭和22年法律第164号)の一部が改正され、放課後児童健全育成事業に関する条項が新設され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないことから、条例を制定するもの。

＜条例の構成＞

第1条	趣旨	第11条	利用者を平等に取り扱う原則
第2条	最低基準の目的	第12条	虐待等の禁止
第3条	最低基準の向上	第13条	衛生管理等
第4条	最低基準と放課後児童健全育成事業者	第14条	運営規程
第5条	放課後児童健全育成事業の一般原則	第15条	放課後児童健全育成事業 者が備える帳簿
第6条	放課後児童健全育成事業者と非常災害対策	第16条	秘密保持等
第7条	放課後児童健全育成事業者の職員の一般的 要件	第17条	苦情への対応
第8条	放課後児童健全育成事業者の職員の知識及 び技能の向上等	第18条	開所時間及び日数
第9条	設備の基準	第19条	保護者との連絡
第10条	職員	第20条	関係機関との連携
		第21条	事故発生時の対応

- 施行期日 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。（経過措置あり）

（消防本部）

＜条例改正案件＞

◆美唄市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の件

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成26年法律第28号）が公布され、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）の一部改正が行われ、支給要件及び支給制限が改正され、児童扶養手当を支給しないとする要件から父又は母の死亡について支給される公的年金給付を受けることができる場合等を削るとともに、この場合における支給について定めることとされたため、同法の条項を引用している美唄市消防団員等公務災害補償条例の必要な改正を行うもの。

＜改正内容＞

- ・「第4条第2項第2号、第5号若しくは第10条若しくは第3項第2号」を「第13条の2第1項第1号から第3号まで若しくは第2項第1号」に改める。

（附則第5条関係）

- ・「第4条第2項第3号、第8号、第9号又は第13号」を「第13条の2第1項第4号又は第2項第2号」に改める。（附則第5条関係）

- 施行期日 公布の日。ただし、平成26年12月1日から適用する。

《補正予算案件》

(総務部)

◆平成26年度美唄市一般会計補正予算(第8号)

補正内容 経営会議資料

《人事案件》

◆美唄市固定資産評価審査委員会委員任命の件

(山本 哲司 委員 任期限 平成26年12月26日)

◎議員協議会案件

- ・美唄市一般廃棄物処理基本計画の一部変更について(素案)
- ・美唄市障がい者プラン(第4期計画)の策定について(素案)
- ・美唄市子ども・子育て支援事業計画の策定について(素案)
- ・美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について(素案)
- ・美唄市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について(素案)
- ・水道事業経営について
- ・美唄市いじめ防止基本方針の策定について(素案)

日程(予定)

11月25日(火)	4日(木)
26日(水)	5日(金)
27日(木)	6日(土)
28日(金)	7日(日)
29日(土)	8日(月)
30日(日)	9日(火)
12月1日(月)	10日(水)
2日(火)	11日(木)
3日(水)	12日(金)

平成26年度 一般会計補正予算（第7号）

補 正 前 の 額	17,246,220
-----------	------------

(千円)

歳 出 補 正			歳 入 補 正		
款 項 目	事 業 名	見 積 額	見積額	財源区分	款 項 目 (節)
2 総務費	衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務	21,349	21,349	国庫支出金	15 国庫支出金
					3 委託金
					1 総務費委託金
					(衆議院議員選挙等委託金)
5 選挙費	補正内容 新規 衆議院解散(平成26年11月21日)に伴う衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査事務に要する経費を計上するもの。	報 酬 1,690			
		職員手当等 2,548			
		賃 金 2,060			
		報 償 費 3,810			
		旅 費 125			
		需 用 費 2,629			
		役 務 費 3,966			
		委 託 料 2,592			
		使用料及び賃借料 581			
		備品購入費 1,348			
5 衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費					
補 正 額		21,349	21,349		
			21,349	国庫支出金	

補 正 後 の 額	17,267,569
-----------	------------

平成26年度 一般会計補正予算案 (第8号)

補 正 前 の 額			17,267,569			(千円)		
歳 出 補 正			歳 入 補 正					
款 項 目		事 業 名	見 積 額		見積額	財源区分	款 項 目 (節)	
3	民生費	障がい児居宅生活支援費給付事業	9,500		4,570	国庫支出金	15 国庫支出金	
							1 国庫負担金	
							1 民生費国庫負担金	
							(児童福祉費負担金)	
2	児童福祉費	補正内容 増額	扶 助 費	9,500	2,285	道 支 出 金	16 道支出金	
		放課後等ディサービス利用回数等の増加に伴い、給付額が不足することから増額するもの。					1 道負担金	
							1 民生費道負担金	
							(児童福祉費負担金)	
1	児童福祉総務費				2,645	一 般 財 源		
3	民生費	生活保護扶助事業	63,508		63,508	一 般 財 源		
3	生活保護費	補正内容 増額	償還金、利子及び割引料	63,508				
		平成25年度の生活保護費の所要見込額により、算出し交付決定された国庫負担金に対し、国庫負担金実績額に差が生じたため、精算に伴い国に返還するもの。						
2	扶助費							
10	教育費	小学校大規模改修事業	3,915		1,044	国庫支出金	15 国庫支出金	
							2 国庫補助金	
							5 教育費国庫補助金	
							(学校施設環境改善交付金)	
2	小学校費	補正内容 増額	委 託 料	3,915	2,800	市 債	22 市債	
		市内小学校屋内運動場非構造部材耐震診断を実施したところ、照明設備等の改修工事が必要と診断されたことから、工事にかかる実施設計を行うもの。					1 市債	
							8 教育債	
							(義務教育施設整備債)	
3	学校建設費				71	一 般 財 源		
10	教育費	中学校大規模改修事業	2,349		783	国庫支出金	15 国庫支出金	
							2 国庫補助金	
							5 教育費国庫補助金	
							(学校施設環境改善交付金)	
3	中学校費	補正内容 増額	委 託 料	2,349	1,500	市 債	22 市債	
		市内中学校屋内運動場非構造部材耐震診断を実施したところ、照明設備等の改修工事が必要と診断されたことから、工事にかかる実施設計を行うもの。					1 市債	
							8 教育債	
							(義務教育施設整備債)	
3	学校建設費				66	一 般 財 源		
補 正 額			79,272		79,272			
					6,397	国庫支出金	【一般財源の内訳】	
					2,285	道 支 出 金	繰越金 66,290	
					4,300	市 債		
					66,290	一 般 財 源		
補 正 後 の 額			17,346,841					

【繰越明許費】

追加

事業名	金額(千円)
小学校大規模改修事業	3,915
中学校大規模改修事業	2,349

<追加理由>

本歳入歳出予算に計上している「小学校大規模改修事業」及び「中学校大規模改修事業」について、平成26年度中に事業が完了できないため、繰越明許費の設定を行うもの。

【地方債】

変更

事項	限度額(千円)	
	補正前	補正後
義務教育施設整備債	78,200	82,500
臨時財政対策債	490,200	507,271

<変更理由>

本歳入歳出予算に計上している「小学校大規模改修事業」及び「中学校大規模改修事業」について、事業の実施に伴う財源として「義務教育施設整備債」を4,300千円増額発行するため、地方債の限度額の変更を行うもの。
また、本年度の臨時財政対策債発行可能額が決定され、当初の限度額を上回ったため変更を行うもの。